

旭川市 ICT 推進プラン

平成24年（2012年）5月

旭 川 市

はじめに

情報化機器の進化とインターネット利用者の急激な増加に伴い、情報通信を活用した新しい技術やサービスの普及が加速しており、まさに本格的な情報通信時代の到来を迎えているところです。

行政の分野においても、この機運を追い風として、市民サービスの利便性と満足度の向上を行うとともに、業務の高度化・高速化・効率化を行い、一層の経費削減を「情報化」をキーワードに推進していく必要があります。

厳しい財政状況が続いている旭川市にとっても、このような観点から電子市役所の構築は早期に実現すべき目標です。

旭川市では、平成15年9月に「e-Asahikawa 推進計画」を、平成18年12月に「第2次 e-Asahikawa 推進計画」を策定し、電子市役所の実現に向け取り組んできました。

これらの計画期間を経て取組を整理した結果、計画どおりに目標が達せられたものもありますが、今後も引き続き検討を要するものや情報システムの更新を行う必要があるものなど、新たな取組が必要な課題も生じています。

このような状況を改めて整理し、ICT*（情報通信技術）を活用した業務システムによる市民等の利便性の向上と業務の効率化を目指し、今後の電子市役所実現に向けた具体的で体系的な取組を行うための方向性と考え方を示すものとして「旭川市ICT推進プラン」を策定します。

※ *印の用語は巻末の資料編の用語集を参照してください。

目 次

1	情報化を巡る動向	1
	(1) 社会全般の動向	1
	(2) 国や道の施策	1
2	旭川市の行政情報化	3
	(1) 旭川市の行政情報化のあゆみ	3
	(2) 旭川市の情報化推進体制	3
	(3) 電子市役所の実現	5
	(4) 計画策定の背景	6
	(5) この計画の位置付け	6
3	計画の基本目標と計画期間	8
	(1) 基本目標	8
	(2) 計画期間	8
4	具体的な取組項目	9
	目標1 市民サービスの質の向上	10
	(取組1) インターネットを利用した手続の拡大	11
	(取組2) 納付手段の充実	12
	(取組3) 入札等の事務の電子化	13
	目標2 コミュニケーションと安心・安全のサポート	14
	(取組4) ホームページによる情報提供の充実	15
	(取組5) 業務システムのデータ保全	16
	(取組6) 防災情報提供手段の多様化	17
	目標3 市役所業務のスリム化	18
	(取組7) 文書事務の電子化	19
	(取組8) 情報化推進体制の充実	20
	(取組9) 内部事務処理システムの充実	21
	(取組10) 全体最適化の推進	22
	目標4 ICT利活用によるサービスの多様化	23
	(取組11) 情報セキュリティの確保	24
	(取組12) 情報格差の是正とユビキタス推進	25
	(取組13) 情報リテラシーの向上支援	26

資料編

- (1) 「第2次 e-Asahikawa 計画」進捗状況
- (2) 用語集

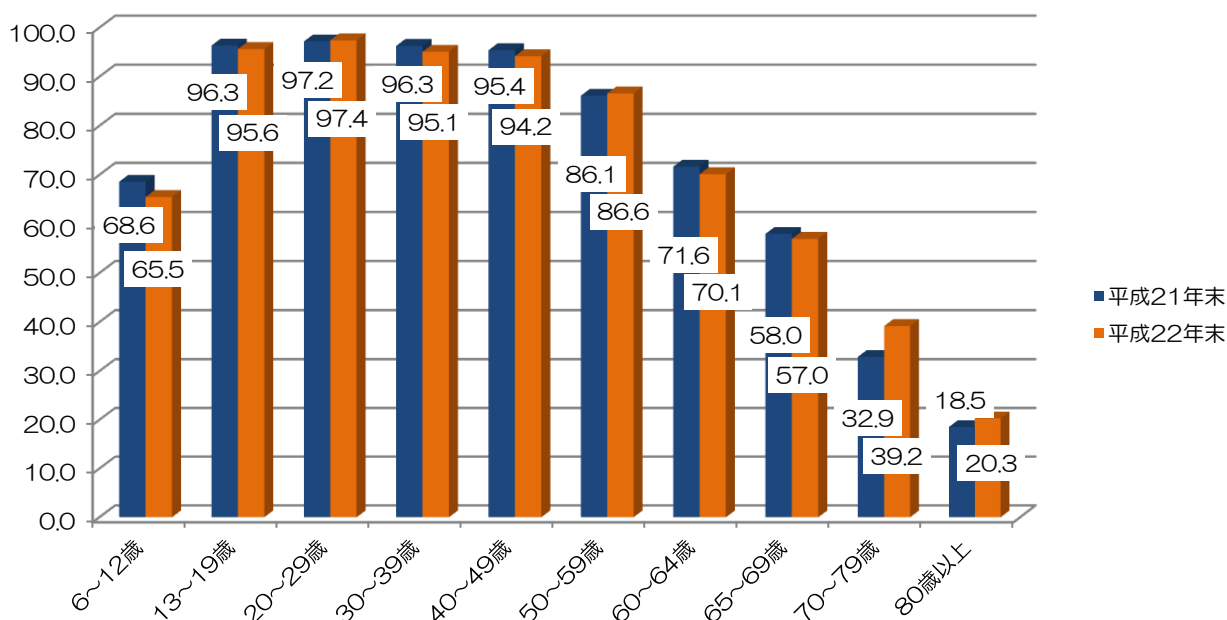
1 情報化を巡る動向

(1) 社会全般の動向

私たちの生活の中に ICT*（情報通信技術）は確実に浸透しています。今はパソコンだけでなく、携帯電話やスマートフォン*、あるいはテレビやゲーム機に至るまで、身近にある様々な機器が情報家電としてインターネットに接続することができます。電子メールの送受信も Web*での情報検索も、自宅、勤務先、移動中など様々なシーンで可能になってきており、至る所で ICT*が関わりを持ち、もはや生活に欠かすことのできない重要な社会基盤の一つとなっています。

情報セキュリティの確保、ネット依存やネット犯罪に対する対策等の課題はありますが、今後も継続的に ICT*インフラは整備され、また利用できるサービスも増え、より便利な社会が到来することが予想されます。

世代別インターネット利用状況（利用率：％）

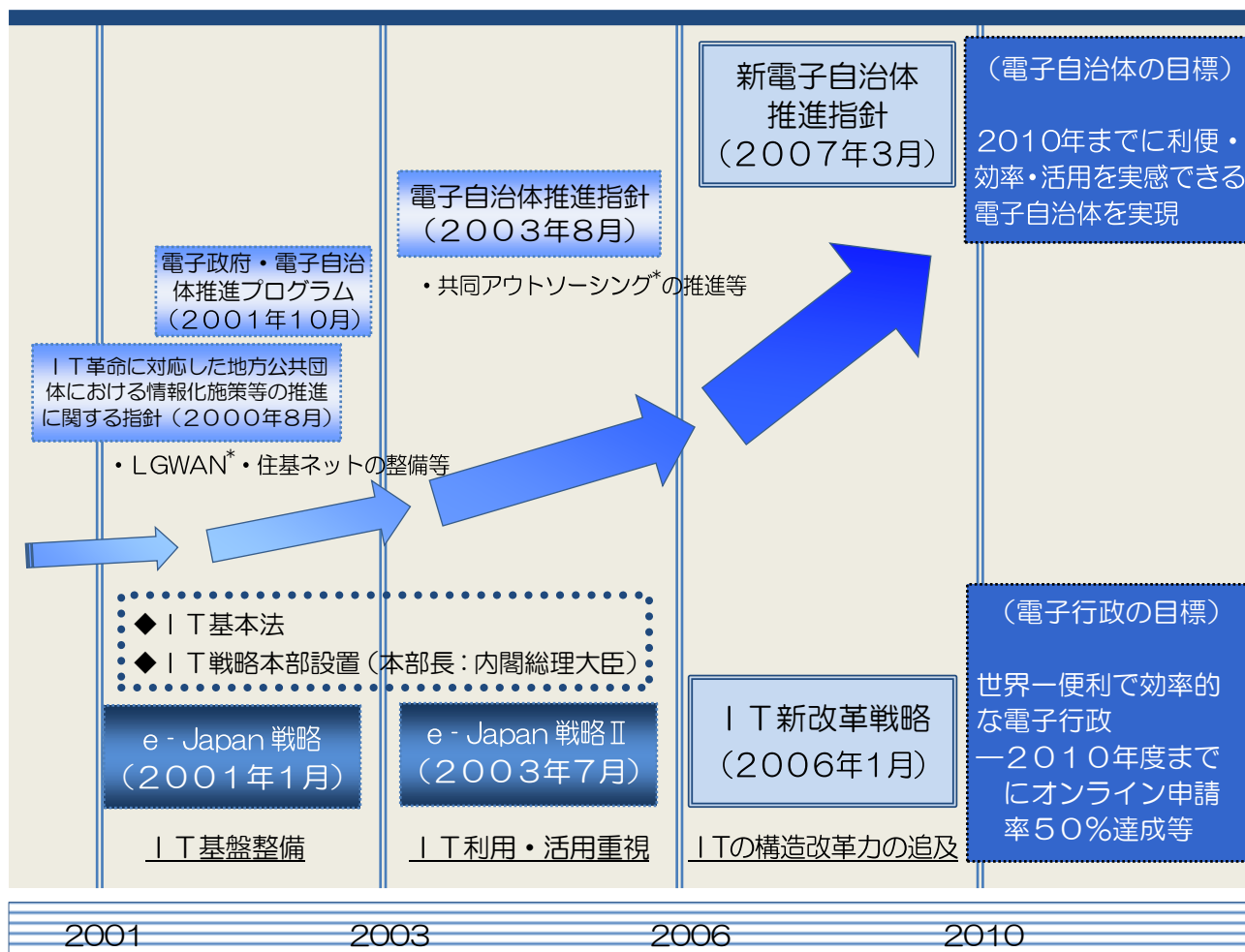


総務省「平成 22 年通信利用動向調査」

(2) 国や道の施策

政府は、平成13年に「e-Japan 戦略」を示して以来、ICT*の基盤拡大と利活用促進に関し、これまで各種の方策を打ち出しました。電子政府・電子自治体の推進に関しても平成18年の「IT 新改革戦略」では、手続きのオンライン利用率（電子申請の利用率）を50%以上にするという高い目標が掲げられました。また、平成19年の「新電子自治体推進指針」では、利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標とし、住民視点と費用対効果の視点に立って取り組むこととしており、手続きの完全オンライン化や官民連携のワンストップサービス*等が重点項目となっています。

我が国の IT 戦略と電子自治体の展開



「総務省における電子自治体推進の主な取組(概要)」資料から引用

さらに、総務省が示した平成22年の「新たな成長戦略ビジョン（原口ビジョンⅡ）」では「ICT 維新ビジョン 2.0」として、「光の道」構想*の完全実現とともに、電子行政の強力な推進という骨格の下、国民ID制度*の導入、電子政府・電子自治体へのクラウド*サービスの導入、オープンガバメント*の構築という目標も掲げられています。

北海道においても「北海道IT推進プランⅡ」（平成23年3月）において、電子道庁の推進とともに、北海道電子自治体共同運営協議会の基盤を活用してHARP構想*や共同アウトソーシング*の構築・運営を推進する取組を、電子自治体の推進を支援する施策として継続することとしています。

2 旭川市の行政情報化

(1) 旭川市の行政情報化のあゆみ

本市は、昭和45年度にホストコンピュータ*（中央情報システム）を導入し、住民記録や税、国民健康保険等のいわゆる基幹系業務*を皮切りに、順次情報システムによる処理へと移行してきています。

当初はホストコンピュータ*による集中処理が主でしたが、その後、ワープロ専用機による文書作成等の「OA化の時代」を経て、平成10年頃から順次パソコンが導入され、パソコン単体で処理する小規模な業務システムや、小規模なネットワークで構成する業務システムが増え、分散型の処理形態が現れてきました。

平成12年度に、全庁ネットワーク*が構築されると、収入や支出の処理をする財務会計システム等、このネットワークを活用した全庁的なシステムが導入されるようになりました。また、事務用パソコンの一人一台導入が進み、小規模なネットワークシステムとあわせて次第に全庁ネットワーク*を活用するようになるなど、今では基幹系の中央情報システムのネットワークと並び、全庁ネットワーク*が本市の業務システムの基盤として機能するに至っています。

主な情報システムと導入年

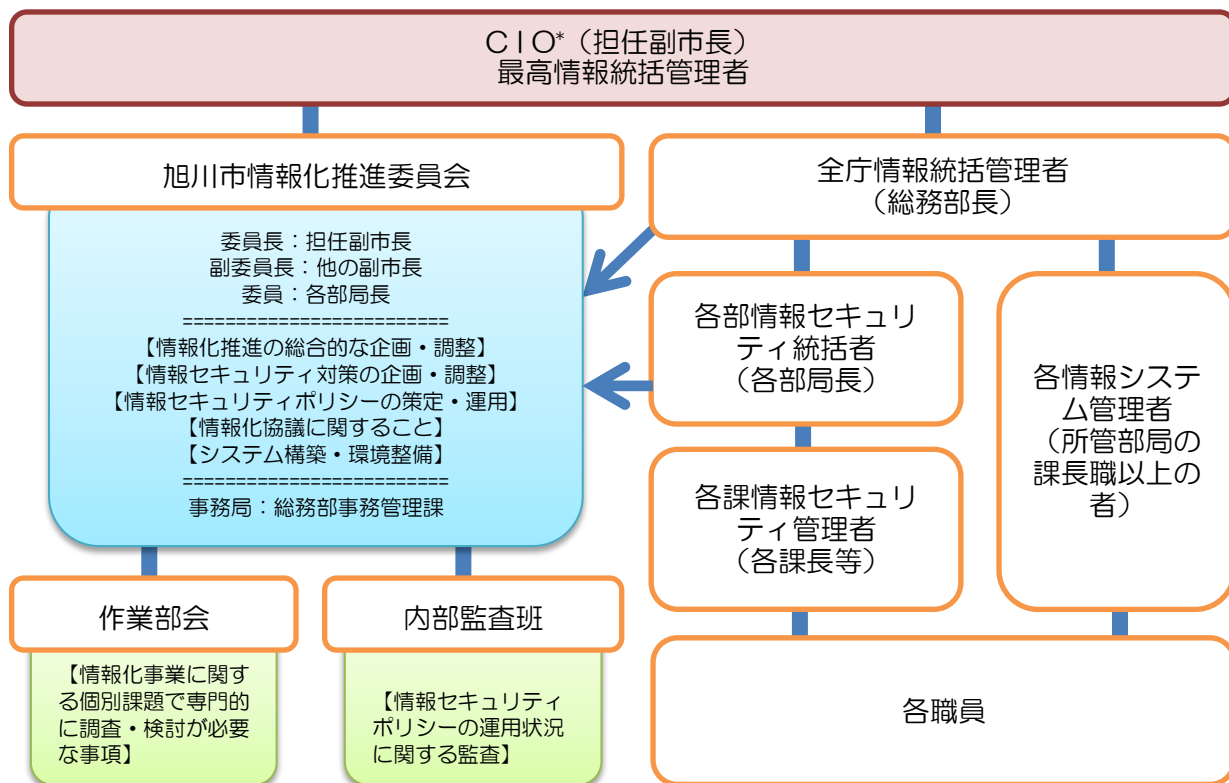
昭和45年	中央情報システム（住民基本台帳、税、年金） （以降順次、中央情報システムによる業務拡大）
平成 8年	保健福祉情報システム
平成11年	要介護認定業務支援システム
平成12年	全庁ネットワーク* 生活保護オンラインシステム
平成13年	財務会計システム
平成15年	税総合オンラインシステム
平成17年	戸籍総合システム
平成18年	電子申請*システム
平成19年	総合保育システム

(2) 旭川市の情報化推進体制

当初は、業務担当部署がそれぞれ情報システムの導入を企画し決定していましたが、「OA化の時代」以降、多様化、複雑化する業務システムの導入に対応し、全庁的な情報化の推進を行うため、平成9年度に庁内に旭川市情報化推進委員会を設置し、情報システムの導入に関する協議体制を構築しました。

情報化推進委員会は、現在は委員を各部長とし、情報セキュリティ委員会としての役割も兼ね、この体制の下、総合的・体系的な情報化の推進、電子市役所の実現へ向けた取組を行っています。

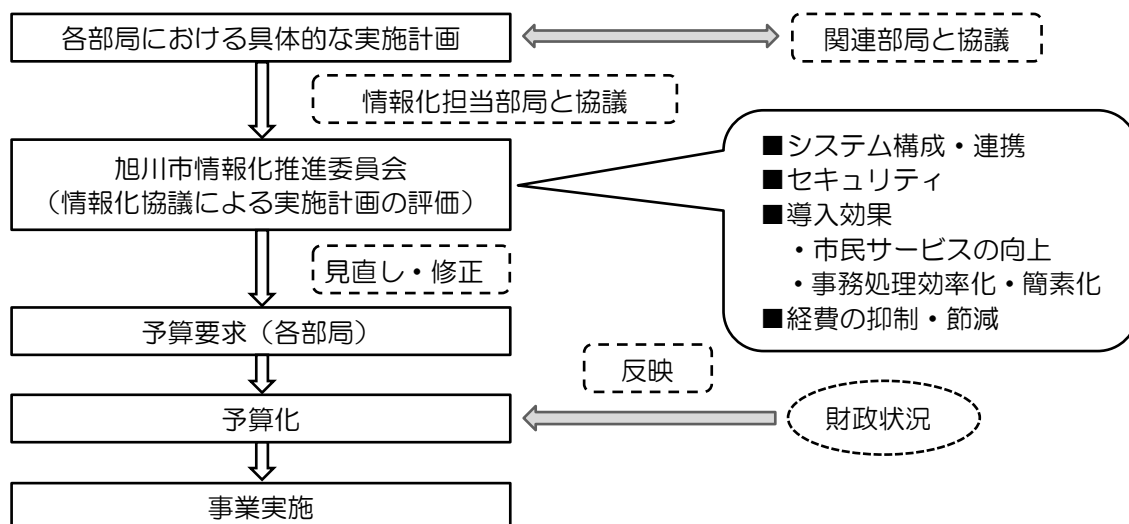
本市の情報化推進体制



矢印：委員として参画

情報化事業を行う場合、次の図のように、情報化推進委員会への情報化協議を経ることとしています。情報化協議の流れの中では、導入する情報システムの構成や経費を整理し、情報化担当部署等と協議を行いながら、関連システムとの調整、本市の情報化推進方針に適合した導入を促進することとしています。

情報化事業実施の流れ

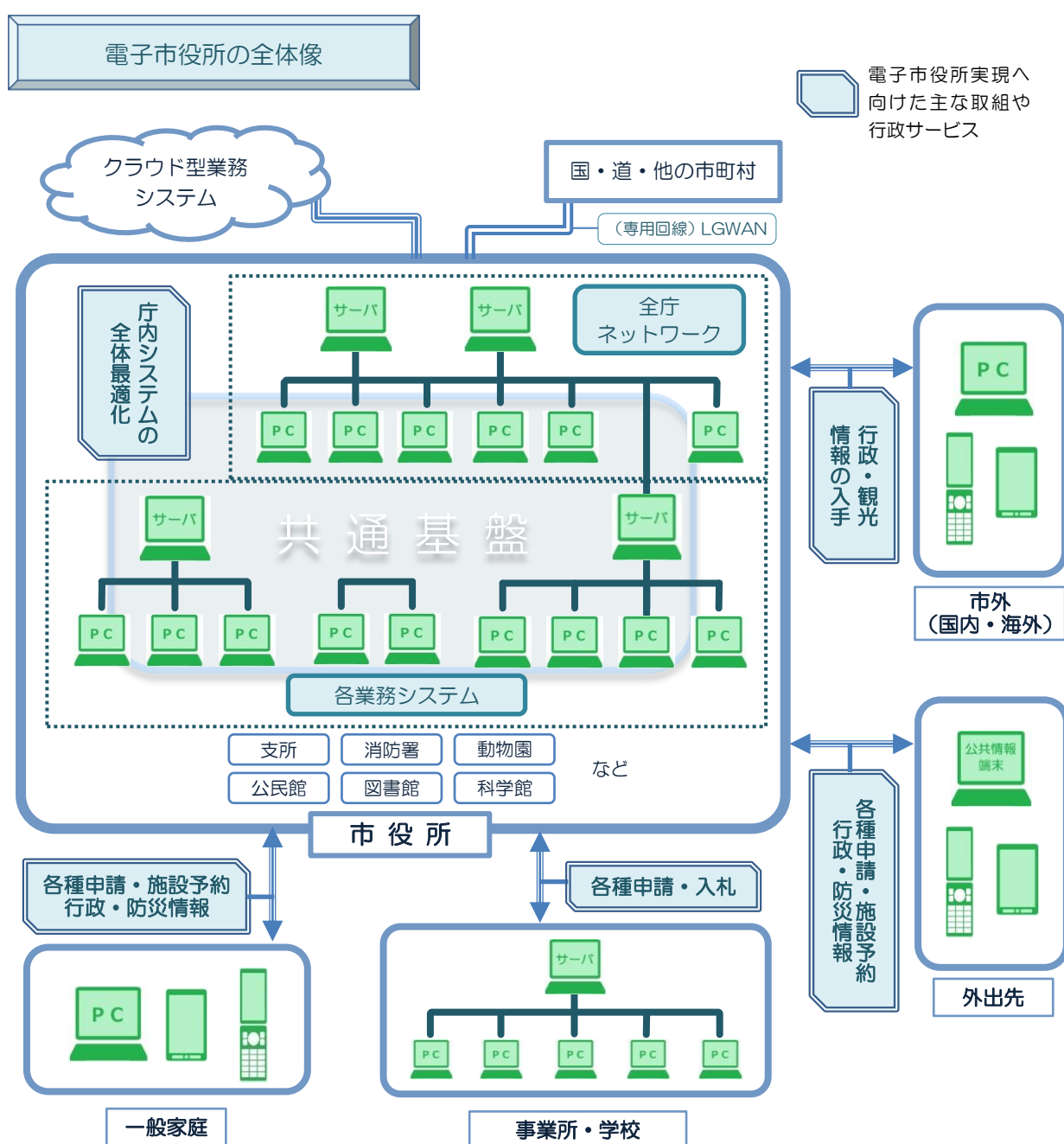


(3) 電子市役所の実現

平成10年頃から、インターネットはパソコンだけではなく携帯電話でも利用できるようになり、ますます身近なものとなりました。さらに、ブロードバンド*サービスや近年のスマートフォン*の急速な普及はインターネット利用人口の増加に拍車をかけています。

このような状況にあって、インターネット等の情報通信手段を用いて、市民等が窓口に来庁しなくても手続きが済むよう期待されるようになりました。政府も電子政府・電子自治体の推進を政策として掲げ、実現に向けた取組が開始されました。

こうした中、旭川市でも情報通信を利用して様々な行政サービスを利用できる「電子市役所」の実現へ向け、計画的な取組を行ってきました。



電子市役所の実現により、様々な行政サービスをいつでもどこでも受けられるようになるほか、情報化機器の利用による事務効率化とあわせ、市民サービスを維持しつつ窓口職員を縮小することができるなど、組織のスリム化による行政経費の削減も期待できます。

(4) 計画策定の背景

本市では行政情報化に関し次表のような計画を立て、電子市役所の実現へ向けた取組を行ってきました。

本市の「電子市役所」実現へ向けた計画

平成9年度～ 平成17年度	旭川市行政情報化計画	総合行政情報システムの確立を目指し、行政情報化の方向性を示した計画
平成15年度～ 平成17年度	e-Asahikawa 推進計画	旭川市行政情報化計画に基づいた具体的な行動計画
平成18年度～ 平成22年度	第2次 e-Asahikawa 推進計画	前計画に引き続き、情報化事業に関する具体的な計画

これらの計画に基づき、これまで中長期的な期間単位で情報化を推進し、一定の成果も上げてきましたが、更に継続した取組が必要なものもあります。

直近の計画である「第2次 e-Asahikawa 推進計画」においては、4つの計画目標と17の具体的施策、30の取組項目を掲げましたが、計画終了時点での進捗状況は取組項目のうち運用、推進や着手の項目（一定の成果があるもの）は23項目となっており、達成率は約77%です。

具体的には、電子申請や施設予約、電子申告など情報通信を活用した新たなサービスを開始したほか、ホームページの拡充やインターネット議会中継など行政情報の発信においても成果を上げたところですが、公共端末の整備や電子決済については更なる取組が必要と考えます。

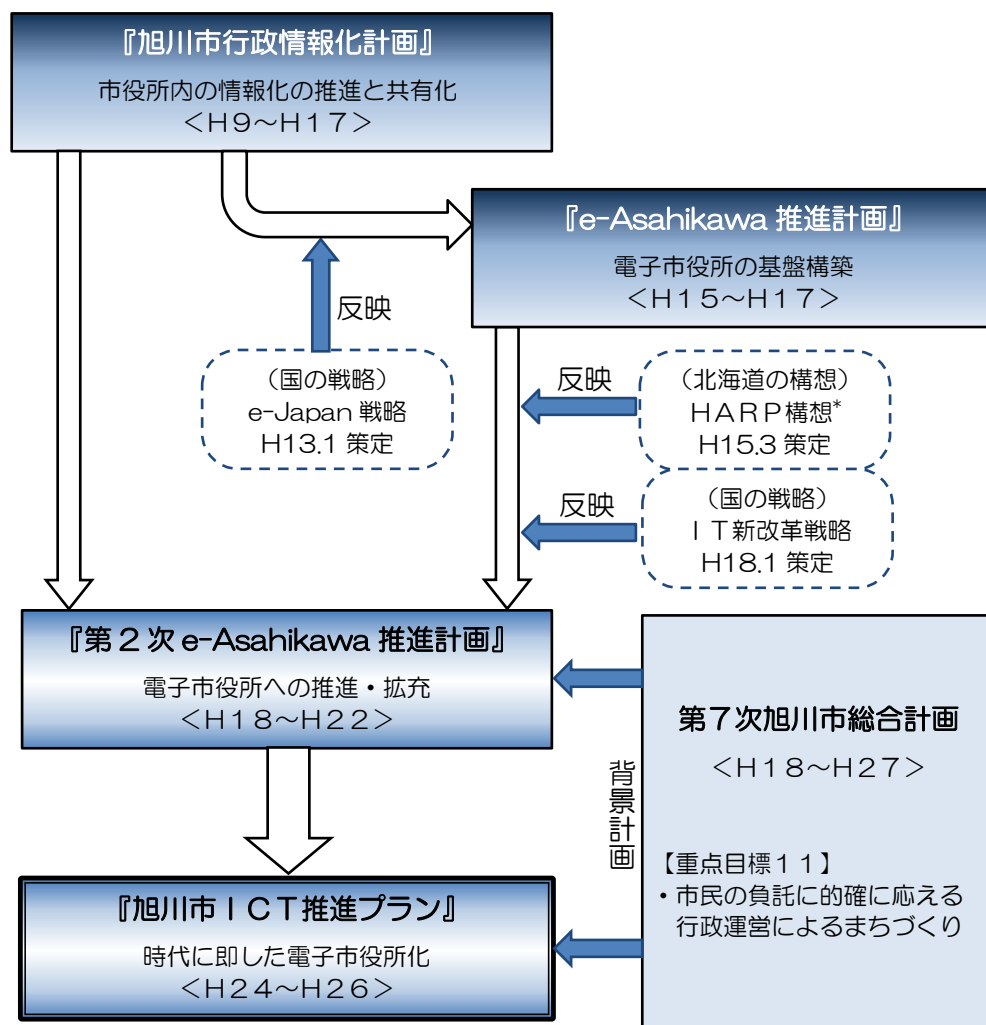
一方、技術革新と世代交代が激しい今日にあっては、計画した取組が計画期間内に陳腐化したり、あるいは新たな取組の必要性が生じるなどの事態が発生し、計画の実効性が薄れてしまうという状況にもありました。

このような背景を踏まえると、電子市役所実現のためには急速な情報化の進展や社会経済状況の変化にも即応できるよう基本目標を定めつつ、より短期的なスパンで着実に実施すべき取組を明確化した計画が必要になるものと考えます。

(5) この計画の位置付け

第7次旭川市総合計画における重点目標「市民の負託に的確に答える行政運営によるまちづくり」を背景に、平成22年度で終了した「第2次 e-Asahikawa 推進計画」の考え方を踏襲しつつ、時代に即した新たな行政情報化計画として、この計画を位置付けます。

この計画の位置付け



3 計画の基本目標と計画期間

(1) 基本目標

計画策定の背景を踏まえ、この計画において目指すべき基本目標を次のとおり定めます。

目標1 市民サービスの質の向上

市民や事業者が利便性を実感できるサービス向上の実現

目標2 コミュニケーションと安心・安全のサポート

市民参加・市民協働の推進と安心して暮らせるまちの実現

目標3 市役所業務のスリム化

業務の抜本的な見直しと行政運営の高度化・効率化

目標4 I C T 利活用によるサービスの多様化

情報セキュリティの確保と情報化環境整備

(2) 計画期間

本計画は、情報化に関連する今後の情勢の変化に柔軟に対応できるよう、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

4 具体的な取組項目

電子市役所の実現へ向け情報化施策を推進する上で重要と思われる13項目の取組を設定し、それらを計画の基本目標ごとに整理し、計画期間中に目指すべき方向性を示します。



- 目標1 市民サービスの質の向上
 - (取組1) インターネットを利用した手続の拡大
 - (取組2) 納付手段の充実
 - (取組3) 入札等の事務の電子化
- 目標2 コミュニケーションと安心・安全のサポート
 - (取組4) ホームページによる情報提供の充実
 - (取組5) 業務システムのデータ保全
 - (取組6) 防災情報提供手段の多様化
- 目標3 市役所業務のスリム化
 - (取組7) 文書事務の電子化
 - (取組8) 情報化推進体制の充実
 - (取組9) 内部事務処理システムの充実
 - (取組10) 全体最適化の推進
- 目標4 ICT利活用によるサービスの多様化
 - (取組11) 情報セキュリティの確保
 - (取組12) 情報格差の是正とユビキタス推進
 - (取組13) 情報リテラシーの向上支援

※各取組項目における【年次計画】の凡例は次のとおりです。

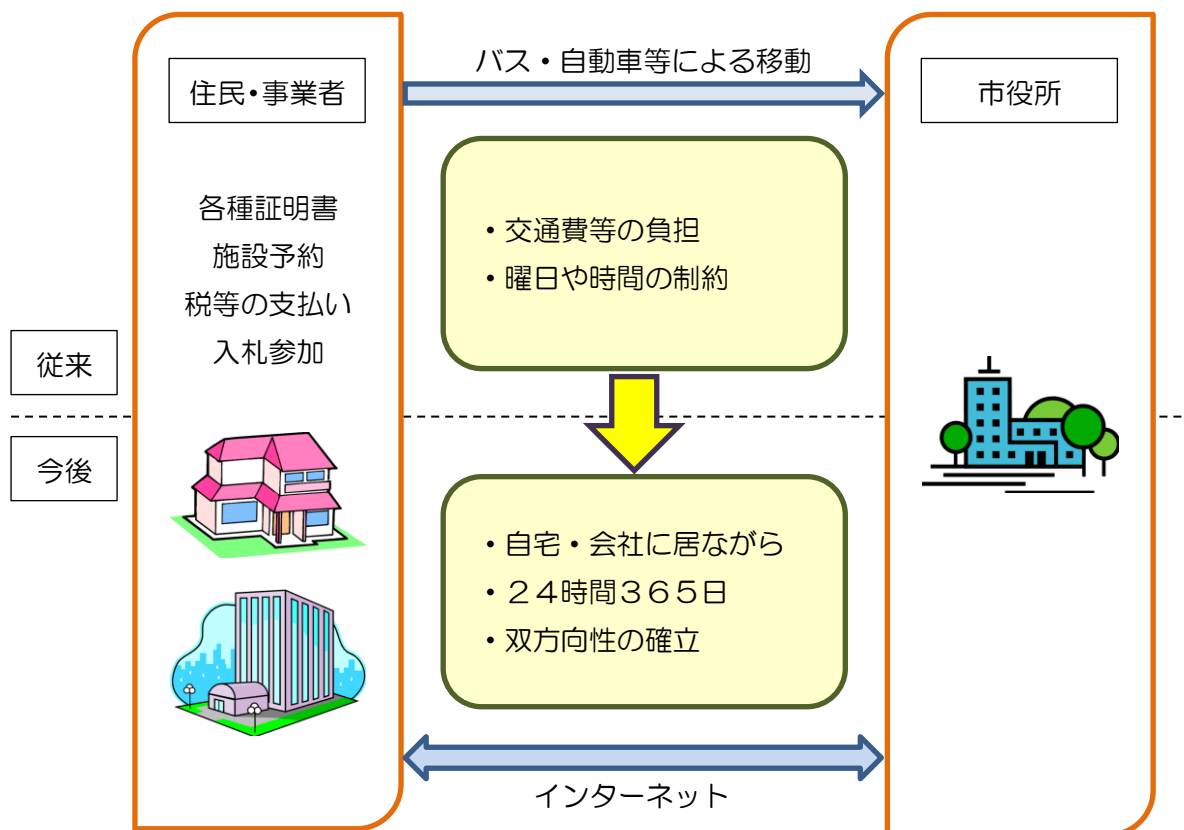
- 「検討」 関係調整や準備、設計を行う段階
- 「一部実施」 事業実施へ向け先行して部分的に事業を行う段階
- 「実施」 一定の整備を行い事業を実際に行う段階
- 「運用」 維持管理をしながら事業を継続していく段階
- 「拡充」 実施又は運用段階にある事業を更に発展させる段階

目標1 市民サービスの質の向上

市民や事業者が利便性を実感できるサービス向上の実現



目標のイメージ



(取組1) インターネットを利用した手続の拡大

電子市役所実現に伴う効果を最も実感できるのが電子申請*です。電子申請*が実現すると、曜日や時間を問わず、自宅に居ながらにして必要な行政手続、各種講座・イベント等の申込がインターネットで行えるようになります。

政府のIT新改革戦略(平成18年1月)では、平成22年度までに手続のオンライン利用率(電子申請*の利用率)50%以上という高い目標が掲げられていましたが、本市ではまだこの目標には達していません。

また、公共施設の予約や空き情報の確認についても、インターネットで行うことができるようになると、電子申請*同様に利便性が向上します。

【目標】

- 電子申請*が可能な手続を拡充します。
- 公共施設予約システムの利用可能施設を増やします。
- 公共情報端末*を導入します。

【実現へ向けた取組の概要】

インターネットが一般的になった現在、手続も電子申請*化することにより市民等の利便性向上と、電子化による事務効率の向上が見込めるため、電子申請*が可能な手続を拡充します。

公共施設予約システムは、施設に出向かなくてもインターネットにより24時間いつでも空き情報の確認や利用予約ができるようになるものです。現在一部の施設に導入していますが、利用可能な施設を増やし、更なる利便性の向上を行います。

また、インターネットが利用できる環境にない方や、市外からの旅行者、あるいは外出中の方が、電子申請*や施設予約、ホームページ等により提供される行政情報の入手、一般のホームページの情報検索等ができるよう、市の庁舎や公の施設等に、いわゆる公共情報端末*の導入を検討します。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電子申請*	拡充		
施設予約	拡充		
公共情報端末*	検討	一部実施	実施

（取組2）納付手段の充実

本市の手数料や使用料，税等の納付は，現在市や金融機関の窓口で支払うか口座振替を利用するのが主流ですが，民間が提供するサービスの料金はその多くがコンビニエンスストア（コンビニ）店頭やクレジットカード等，様々な方法で支払うことが可能になっています。

自動車税や電気，電話，ガス等の公共料金等については，コンビニで納付できるのが既に一般的になっており，本市においても各種の納付をコンビニでできるようにすることにより，市民の利便性が向上するとともに収納率の向上も期待できます。

コンビニでの納付が可能となることによって，将来的にはコンビニ店頭での電子申請や施設予約，証明書の交付と組み合わせた仕組みに発展できるなどの利点もあります。

また，クレジットカード等による電子納付*についてもコンビニ納付と同様の効果が期待できます。

【目標】

- ・使用料や手数料等のコンビニエンスストアでの納付を可能にします。
- ・クレジットカード等を利用した電子納付を導入します。

【実現へ向けた取組の概要】

大手コンビニ・チェーンが所有するシステムと連携し，本市の各種の利用料や手数料，税等を，それらコンビニ各店舗においても支払えるようにします。

また，同様に本市に対しての支払手段としてマルチメントネットワーク*の活用やクレジットカード，電子マネー等を検討し，利便性の向上に努めます。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コンビニ納付			
電子納付*			

（取組3）入札等の事務の電子化

現在、国や多くの自治体において公共工事の発注や物品の調達手続で、インターネットを利用した電子入札方式が導入されています。電子入札の導入により事業者の入札関連業務が効率化され、入札参加機会の拡大や競争原理によるコスト削減等の効果が期待できます。

また、競売や不用物品の払下げを利便性の高いインターネットを利用した仕組みにすることで、参入機会を拡大し、より有利な価格で売り払うことができるようになります。さらに、このような公売事務に関する一連の作業が大きく軽減できるため、事務の効率化にもつながります。

【目標】

- ・インターネットを利用した公共工事の発注や物品等の調達手続を可能にします。
- ・インターネットを利用した競売や払下げ等の電子公売を活用します。

【実現へ向けた取組の概要】

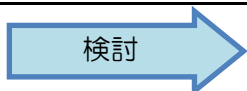



公共工事の発注や物品等の調達に関する事前登録、入札参加、入札、結果通知、事業調整、納品等の一連の契約手続をインターネットを通じて実施できるようにする電子調達システムの導入を進めます。

システム導入後は、より一層の業務の効率化・高度化を行い、費用対効果を考慮しながら、市役所全体での利用の拡大を検討します。

さらに、電子調達システムの導入にあたっては、契約に関する内部事務処理をより迅速に、また合理的に行うため、財務会計システムや総合文書管理システム等と連携を行っていくことも検討します。

また、公売についてもASP*型・クラウド*型等のサービスを利用した電子公売を実施・拡充します。

【年次計画】

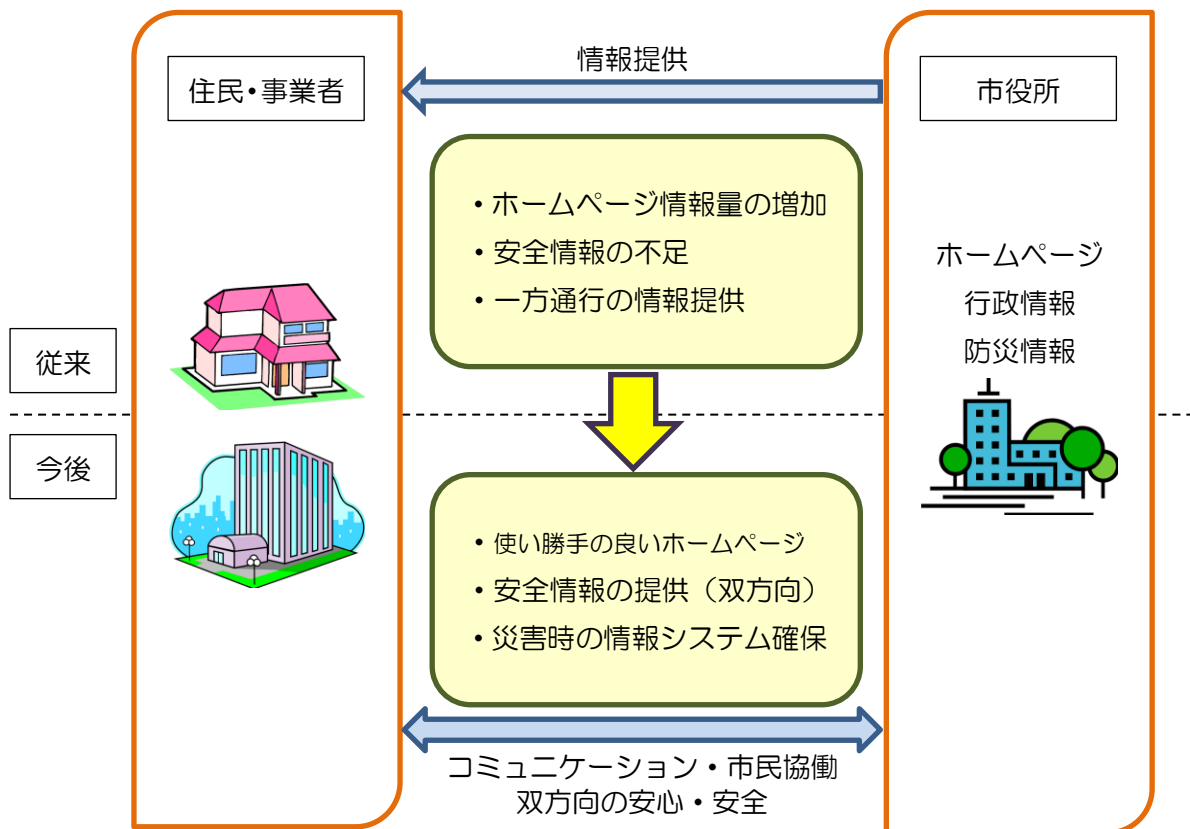
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電子調達	検討 	一部実施 	実施 
ネット公売	拡充 		

目標2 コミュニケーションと安心・安全のサポート

市民参加・市民協働の推進と安心して暮らせるまちの実現



目標のイメージ



(取組4) ホームページによる情報提供の充実

ホームページは、携帯電話向けページも含めコンテンツ*の充実とともに障害者や高齢者にとっても利用しやすくなることを意識し、利便性の向上を行っていく必要があります。

現在のホームページは文字情報が中心のコンテンツ*構成となっていますが、動画等のマルチメディアや、市と市民が双方向にやりとりができる、いわゆる「インタラクティブ」なコンテンツ*の充実も必要になってきています。

また、ブログ*や Twitter*に代表される短文投稿サイト等の利用者が増加しており、新たな行政情報の発信メディアとして活用が期待できます。簡易ながら双方向の通信もできる場合もあるため、市民との平易なコミュニケーションにも活用が期待できます。

【目標】

- CMS*の導入によるアクセシビリティ*の向上を行います。
- インタラクティブなコンテンツ*を充実させます。
- 情報通信手段を活用した新しい広報広聴手段を導入します。

【実現へ向けた取組の概要】

ホームページは、利用者のニーズを把握し情報内容を充実させていくとともに、高齢者や障害者等、心身の機能に制約のある方でも利用しやすいようにアクセシビリティ*の向上を行います。

ホームページの拡充に伴っては、CMS*の導入によるページ構成やデザインの統一により管理方法の効率化とアクセシビリティの向上を行います。

また、効果的な情報提供のため、写真・動画コンテンツ*を充実することや、FAQ*をまとめ、更に情報の役立ち度を問う仕組み等、インタラクティブ性も高めるような検討を行います。

また、ブログ*や短文投稿サイト等のサービスを利用することにより、行政情報やイベントの情報を発信したり、市役所に対する一般的な問い合わせへの応答手段としての活用も検討します。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
CMS*	検討	実施	運用
コンテンツ*	検討	実施	拡充
新たな広報広聴手段	実施	運用	

（取組5）業務システムのデータ保全

東日本大震災を教訓に、大規模な災害等に備え、現行システムのデータのバックアップ（控え）体制を確立する必要があります。本市の各種業務システムは、現行では同一庁舎内にバックアップデータを保管しているものがほとんどであるため、非常時の安全性確保と早期復旧体制を再考し、より安全な方法の構築を検討しなければなりません。

また、検討にあたっては、耐震構造はもちろん、非常電源設備や強固なセキュリティが確保された外部のデータセンター*の活用も視野に入れる必要があります。

【目標】

- ・業務システムのバックアップ体制を整備します。
- ・データセンター*を活用します。

【実現へ向けた取組の概要】

バックアップ体制の整備に関しては、先行して中央情報システムや全庁ネットワーク*など基盤システムのバックアップ方法を検討し、障害時のシステム復旧体制を整備します。

体制の整備に当たっては、設備の整った外部のデータセンター*の活用も視野に入れ、情報通信回線の利用やバックアップデータの物理的な輸送等、総合的な調査・検討を行います。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
バックアップ体制	一部実施	実施	運用
データセンター*	検討		

(取組6) 防災情報提供手段の多様化

119番通報は現在音声のみですが、高齢化の進展や障害者の社会参加の拡大により、様々な状況における音声によらない緊急通報手段の需要が高まっています。

また、災害時の情報伝達は、広報車やテレビ・ラジオ等の放送で実施していますが、音声による伝達には限界もあることから、確実な緊急通報や情報提供のためには従来の方法に加えた新たな手段を構築する必要があります。

消防・救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段として、これまでアナログ通信方式による音声主体の運用が行われてきましたが、デジタル電送等の通信ニーズの多様化に対応するため、高度な技術によるデジタル通信方式の導入が求められています。

【目標】

- ・電子メールを利用した緊急通報体制を整備します。
- ・携帯電話への緊急情報配信の仕組みを整備します。
- ・消防救急無線のデジタル化を実施します。

【実現へ向けた取組の概要】

電子メール機能の利用による受信体制の充実により、火災・急病等の災害発生時においてより適切な対応を取ることが可能となります。これにより被害の軽減をすることが期待できることから、電子メール受信専用パソコンを設置し、旭川市内にいる聴覚・言語機能障害のある方々からパソコンや携帯電話等の電子メールにより119番通報を受信する「メール119」システムを整備します。

また、携帯電話事業者が提供する地域限定配信サービスを利用することで、災害発生時等の避難に関する情報を速やかに伝達し、必要な行動を促し、被害の軽減をすることが期待できることから、旭川市内にいる携帯電話利用者に対し、避難情報等を一齐配信する仕組みを確立します。

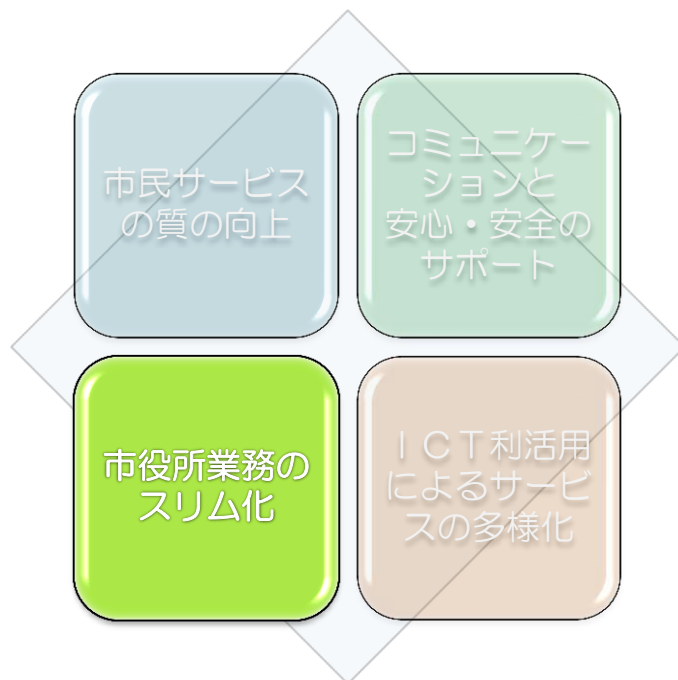
消防・救急活動においては、傷病情報の伝送等、機密性の高い情報の通信を行っており、また、消防・救急車両の位置、動態管理情報や水利情報等のデータ伝送の必要性等、通信の高度化も求められていることから、消防救急無線をデジタル化することによりこのようなニーズへの対応と一層の消防力活用を目指します。

【年次計画】

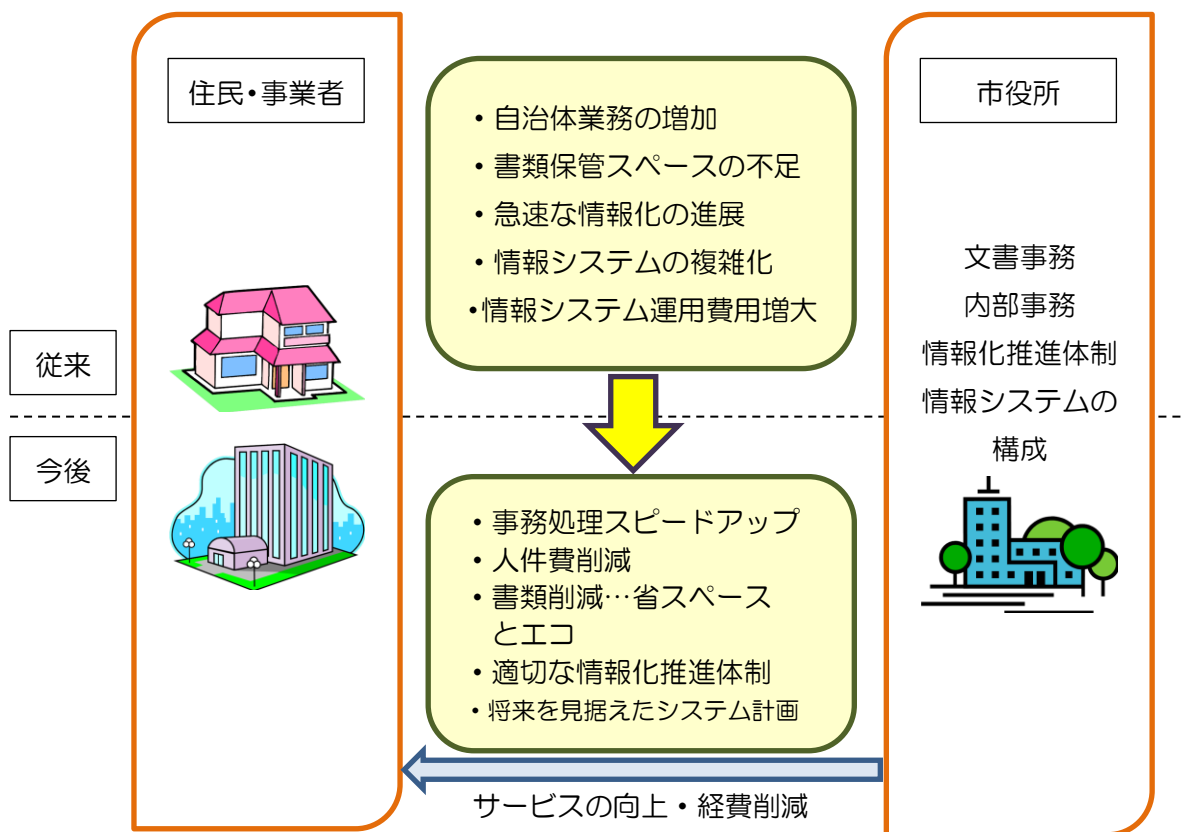
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
緊急通報体制	実施	運用	
緊急情報配信	実施	運用	
デジタル化	検討(基本設計)	検討(実施設計)	実施

目標3 市役所業務のスリム化

業務の抜本的な見直しと行政運営の高度化・効率化



目標のイメージ



（取組 7）文書事務の電子化

本市では、平成 17 年度の公文書目録システムの導入により、公文書目録のデータベース化（電子情報化）が可能になりました。これにより適正な文書管理と情報公開請求に対する速やかな対応、目録作成業務の省力化を行っていますが、更に文書自体の電子化と保存・廃棄等に関する文書管理のシステム化の導入が行われると、対象文書の検索が短時間できるようになり、膨大な紙文書の保管スペースの削減や、保存・廃棄等の文書管理に要する時間と労力の大幅な軽減も期待できます。

また、意思決定を行う際の決裁行為が電子化されると、場所の離れた部局間でのやりとりの時間が短縮されるほか、電子申請*等による電子データ形式のものを用紙に出力することなく電子的に処理ができるなど、格段の事務効率化が望めます。

【目標】

- ・文書事務の電子化を実施します。

【実現へ向けた取組の概要】

文書管理に関する業務フローや決裁プロセスの見直し・改善を行い、収受・起案・保存・廃棄といった文書に関する事務処理を効率的に管理できる総合文書管理システムの導入も視野に入れ、段階的に紙文書の削減による省スペース化や意思決定の迅速化等を行います。

また、更なる効率化を行うため、決裁事務の電子化や現在使っている各種事務処理システムとの連携を進めます。

【年次計画】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
文書事務の電子化	→ 検討 →		→ 一部実施 →

（取組 8）情報化推進体制の充実

情報システムの導入にあたっては、プログラム作成などのシステム構築に関する技術や最新の情報化の動向についての知識などの専門的な能力も必要であり、そのような人材育成も重要と考えますが、情報化関連技術が急速に進歩する中、市内部で全てに対応することには限界があることから、情報化全般に詳しく、情報セキュリティや情報システムの運用に関し助言できる外部機関の活用や情報関連企業等の知恵や意見を取り入れる等、そのノウハウを生かしながら情報化の推進を行っていく必要があります。

また、本市では情報化推進委員会を設け、情報セキュリティに関する事項や情報システムの導入に関する協議を行っていますが、この体制を含めた市内全体の情報化推進体制についても見直しを行い、より充実した体制を構築していく必要があります。

【目標】

- ・情報化に関するアドバイザーを活用します。
- ・情報化推進体制を見直します。

【実現へ向けた取組の概要】

最新の情報化動向に加え社会的な情勢と国等の法制度改変の状況をいち早く的確に把握し、本市の実情に合った情報化の推進に関する総合的な助言が行える外部機関の活用や、市内情報関連企業のノウハウを生かせるよう、本市の情報化に関するアドバイザーを設けることについて検討します。

また、情報化推進の体制についても全体最適化*等、情報システムに関する大規模な改変は現状の体制に加えた新たな推進体制や再構築時の運用体制も検討する必要があるため、他市等の状況も参考にしながら適時検討します。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
情報化アドバイザー	検討	実施	
情報化推進体制	検討	実施	

（取組 9）内部事務処理システムの充実

現在本市のグループウェア*は、掲示板機能の利用が中心となっていますが、各職員のスケジュール管理や庁内施設・設備の予約や簡易な電子決裁等、いわゆる庶務事務的なことを総合的に行える職員ポータル*の構築により、事務の効率化が期待されます。

本市では、ワープロや表計算等の業務用ソフトとして多くの市販製品を導入していますが、使用ライセンス（使用許諾契約）の更新・追加に多額の費用を要し、適正な管理に多大な時間と労力を費やしています。これらのソフトに代わり、オープンソースソフト*とすることで、ライセンスに要する費用が軽減されるほか、互換性の高いフォーマットとすることができ、特定メーカーに縛られない等、事務効率化も期待できます。

学校の事務においても、各種の内部事務を支援する情報システムの導入が進められており、本市においても現行の事務の流れや既存のシステムとの対比等を行いながら、総合的な校務システム*の導入の検討が必要になってきています。

【目標】

- ・職員ポータル*化を含め、グループウェア*を見直します。
- ・統合オフィスソフト等のオープンソースソフト*を活用します。
- ・校務システム*を導入します。








【実現へ向けた取組の概要】

グループウェア*として必要な機能を選定し、シングルサインオン*化や職員ポータル*システムとしての役割を担わせることも考慮しつつ、新たなシステムの導入を行います。

オープンソースソフト*に関しては、パソコンの導入方法や当該ソフトのインストール、更新作業等、変更を行う際の現行管理体制への影響を考慮しながら、一部で試行的に導入を行い、フォーマットの互換性やサポートの必要性を検証し、順次導入拡大へ向けた取組を行います。

また、学校においては教職員の事務負担を軽減するとともに、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細やかな指導の充実を行うため、学校や児童生徒に関する様々な情報を教職員間で共用するシステムの導入を検討します。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループウェア*	実施 		
オープンソースソフト*	検討 	一部実施 	拡充 
校務システム*	検討 	一部実施 	拡充 

（取組 10）全体最適化の推進

基幹系業務*を担うホストコンピュータ*（中央情報システム）は、平成23年度に新機種に更新しましたが、更に将来的なシステムの構築へ向け、オープン系*システム等への転換の是非を含め検討を行っていく必要があります。他システムへの転換に際しては、運用管理やデータ連系の効率化を行うため、現状把握と作業の見通し、完成スタイルを見極める全体最適化*の推進が必要となります。

全体最適化*を進めるにあたっては、総務省が提唱する共通基盤*システムの規格である「地域情報プラットフォーム*」によりデータベースや職員認証に関する部分など、他のシステム同士で共通に使うデータを共有化し、さらにベースとなる規格を統一することで、各業務システムのアプリケーション間の連携を強化する手法も考えられます。

また、近年ネットワーク上のコンピュータが提供するサービスを利用する、いわゆるクラウドコンピューティング*への動きが急加速しています。自らシステムを持たず、ソフトウェアやハードウェアを共同利用することで、管理・運用に関する経費の削減や、セキュリティの向上が期待できます。

【目標】

- 全体最適化*を推進します。
- クラウドコンピューティング*を活用します。

【実現へ向けた取組の概要】

基幹系業務*を担うシステムの更新には、全庁的な情報システムの整理も不可欠であり、全体最適化を行う必要があります。ホストコンピュータ*の見直しの状況と合わせ、全体最適化*の推進についても検討します。

また、クラウド*方式と現行方式の比較を継続して行いつつ、システム更新や全体最適化*、ホストコンピュータ*見直し等のタイミングともあわせながら、可能なものについてはクラウド*化を優先して検討します。

【年次計画】

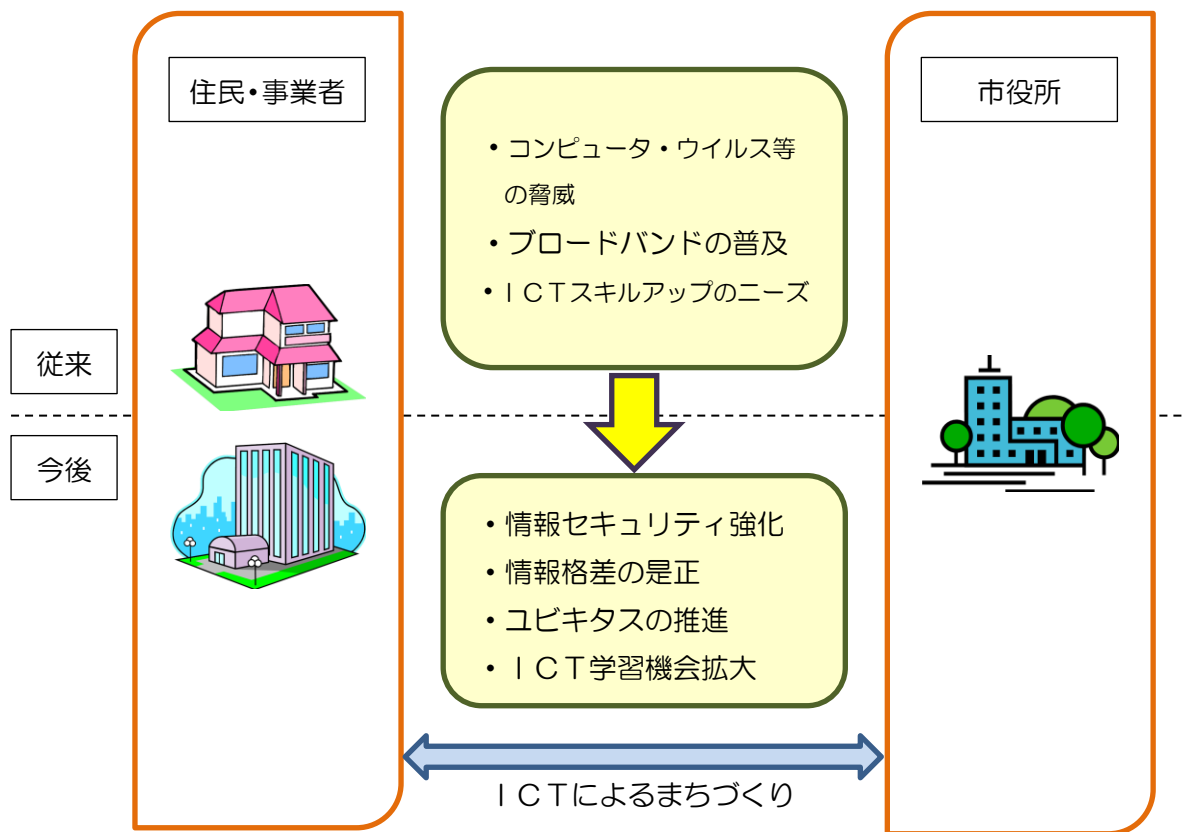
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全体最適化*	→ 検討		→ 一部実施
クラウド*	→ 拡充		

目標4 ICT利活用によるサービスの多様化

情報セキュリティの確保と情報化環境整備



目標のイメージ



（取組 1 1）情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保は、市民の個人情報の保護や安定的な市民サービスの提供において欠かせないものであり、ウイルス、ハッキング等の外的脅威への対策等を講じていく必要があります。

外的脅威は常に変動することから、定期的なチェック機能を働かせることも重要であり、セキュリティの確保に必要な項目を検査し、ブラッシュアップ（制度の磨き上げ）を継続的に行う必要があります。

また、職員の意識向上のため情報セキュリティポリシー*の周知・啓発に関する研修を実施する等、情報セキュリティの意識向上も重要です。

情報セキュリティポリシー*などのルールは、取り巻く状況の変化や運用の中で出現した種々の課題への対応のため、定期的なフィードバック（見直し）も必要です。

【目標】

- ・情報セキュリティ内部・外部監査を実施します。
- ・情報セキュリティに関する職員の意識啓発を徹底します。
- ・情報セキュリティポリシー*等のルールを見直します。




【実現へ向けた取組の概要】

職員による内部監査班を組織し、毎年セキュリティに関する内部監査を実施するとともに、外部機関を活用した監査についても実施について検討します。

新規採用職員研修などの場を活用し、本市の情報セキュリティ対策や情報セキュリティポリシー*についての周知や、セキュリティ問題事例の模擬解決を行う等、情報セキュリティ対策に必要な能力の向上に努めます。

毎年行う情報セキュリティ内部監査の結果や、それに基づく対策、あるいは情報環境の変化等を勘案し、定期的な情報セキュリティポリシーの見直しや、マニュアル等の整理、更新を行います。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
セキュリティ監査	実施 		
職員の意識啓発	実施 		
情報セキュリティポリシー	実施 		

（取組 1 2）情報格差の是正とユビキタス推進

ブロードバンド*サービスが急速に普及し、家庭での利用も一般的になってきている中、政府も光の道構想*により平成 27 年頃までに全ての世帯において光ファイバーの整備を行うべきとしています。しかしながら、本市ではまだ光ファイバーが整備されていない地区が一部あります。基本的にはサービス提供事業者による早期整備を要望しておりますが、状況により市が支援したり又は市の事業として整備したりする必要性についても検討する必要があります。

また、昨今のスマートフォン*の急速な普及により、通常の携帯電話回線よりも高速で通信料も安価な Wi-Fi*回線の利用ニーズも高まってきています。観光地や市街地の一部の店舗等においては、無料で Wi-Fi*回線が利用できる場所（公衆無線 LAN スポット）が増加しています。市が管理する公共的なスペースにおいても、このようなスポットが整備され、「ユビキタス*」と表現されるような、いつでもどこでもインターネット・サービスが利用できる環境の整備が期待されています。

【目標】

- ・ブロードバンド*サービスが全く利用できない地域を解消します。
- ・公衆無線 LAN スポットを整備します。

【実現へ向けた取組の概要】

ブロードバンド*サービス提供エリアの拡大については、サービス提供事業者に対し、早期整備の要望を行います。また、総務省等の補助事業の活用も検討しながら、市が整備することについて検討します。

また、公衆無線 LAN スポットの整備については、利用ニーズを見極めながら、整備に適した場所の検討を行い、サービス提供事業者への整備要望や自主整備等の手段についてもあわせて検討し、可能なものについて整備を行います。

【年次計画】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ブロードバンド*	検討	一部実施	一部実施
公衆無線 LAN スポット	一部実施	拡充	

（取組 13）情報リテラシーの向上支援

平成23年5月末現在、10公民館で25団体のパソコンサークルが生涯学習活動団体として登録し、自主的な活動を行っており、市民のIT学習に対するニーズが非常に高いことがわかります。

また、今後電子調達や電子納付*、電子申請*等のサービスを普及させていくためには、市民の情報化推進への意識や情報リテラシー*の向上が不可欠であり、それらへの支援も検討していく必要があると考えます。

また、情報システムの導入により個人情報を含めた電子情報や情報化機器を扱う職員の情報リテラシー*向上についても、情報セキュリティに関する意識向上と合わせ、継続して取組を行っていく必要があります。

【目標】


- ・市民のICT*スキルアップを支援します。
- ・これからの情報化に対応できる職員を育成します。

【実現へ向けた取組の概要】

市民のICT*利用のためのスキルアップを行い、そのための学習ニーズに応じた機会を提供するとともに、市民同士が相互にICT*のスキルアップを行う活動を支援します。本市の生涯学習活動の推進とスキルアップ支援の双方を効果的に推進するために、市民が講師として市民に教授する形式の講習会を開催し、サークル活動等でスキルアップした成果をフィードバック（還元）する機会を提供します。

また、今後、情報化の推進を行うに当たってはクラウド*や共通基盤*等の新しい概念を持ち合わせつつ、業務と情報システムとの橋渡しができるような、新しい情報化推進のスキルが求められるため、情報担当課職員のみならず業務担当課の職員等についても、これらの一定のスキルを持った人材を育成します。

【年次計画】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
スキルアップ支援	実施 		
職員の育成	実施 